

令和 5 年 2 月 2 8 日

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

近畿厚生局京都事務所と京都府が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止を決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師
氏 名 武村 桂（たけむら かつら） 58 歳
施 術 所 名 武村接骨院
所 在 地 京都市右京区梅ヶ畑高鼻町 7 - 1 - 90
開 設 者 武村 桂

- 2 受領委任の取扱いの中止年月日
令和 5 年 2 月 2 8 日
（当該柔道整復師は、原則として以後 5 年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

- 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定
柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知 最終改正：令和 4 年 5 月 27 日付け保発 0527 第 2 号厚生労働省保険局長通知）

- 4 監査を行うに至った経緯
医療費通知を確認した患者の家族から、当該施術所に通院していないにもかかわらず、療養費が請求されている旨の情報提供があったことから、10 回にわたり個別指導を実施したが、そのうち 9 回については、体調不良等を理由に指導を欠席した。その間においても、入院中の患者に対する療養費の請求や体調不良による自宅療養を理由に個別指導を欠席した日に施術を行ったとして療養費が請求されているなど、不正又は著しい不当な請求が強く疑われたため、当該柔道整復師に対して監査を実施した。

- 5 受領委任の取扱いの中止に至った主な事由
（1）不正事項
・ 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。

- ・ 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を不正に請求していた。

(2) 監査時に判明した不正請求額

令和元年6月から令和4年8月までの施術分

14名分 金額 674,352円

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・ 施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・ 受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。